

## ○千葉大学医学部附属病院医療安全管理に関する申合せ

（平成16年4月1日制定）

- 1 医療安全管理者（ゼネラルリスクマネージャー）の職務
  - (1) 医療の質及び安全性の向上に係る情報収集，分析，企画・立案，実行及び評価
  - (2) 定期巡回・レポートによる医療上の事故事例及びインシデント事例の収集・分析並びに業務改善の提言
  - (3) 医療上の事故発生時の情報収集，事情聴取，現場確認，現場保存等の対応及び組織間の連絡調整
  - (4) 医療の安全管理に係る教育・研修事業の企画及び運営
  - (5) 医療上の事故発生時における患者又は家族等への対応についての患者相談窓口との連携
  - (6) 医療の質・安全管理委員会への医療の安全管理の情報提供
  - (7) 医療事故防止担当職員（リスクマネージャー）との連絡調整及び支援
  - (8) 医療事故防止担当職員（リスクマネージャー）と協力し，医療上の事故等の防止（以下「医療事故防止」という。）に関するマニュアル等の原案の作成
  - (9) その他医療事故防止に関すること。
- 2 医療事故防止担当職員（リスクマネージャー）の職務
  - (1) 医療上の事故の関係部署への連絡・報告及び報告後の対応
  - (2) 医療上の事故に関する情報の収集及び分析
  - (3) 医療事故防止対策の周知徹底
  - (4) 部署における医療安全管理に関するマニュアル等の作成及び見直し
  - (5) 部署における医療安全管理に係る教育・研修の受講確認及び受講促進並びに医療安全に関する重要伝達事項の周知確認
  - (6) その他医療事故防止に関すること

### 3 インシデントレポート等の取扱いについて

千葉大学医学部附属病院インシデント及び医療上の事故発生時の対応に関する取扱要項に定める院内ネットワークによるインシデントレポート及び診療経過等報告書は、医療安全管理部において内容を統計的に分析し、再発防止のために活用する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成23年10月17日から実施する。

附 則

この申合せは、平成25年12月9日から実施する。

附 則

この申合せは、平成27年7月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年7月1日から実施する。